

入札説明書

茨城空港航空機給油施設燃料タンク液面計更新工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年6月24日

2 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県営業戦略部空港対策課 就航対策担当

電話 029-301-2764 FAX 029-301-2749

3 入札対象工事

- (1) 工事名 茨城空港航空機給油施設燃料タンク液面計更新工事
- (2) 工事場所 茨城県小美玉市与沢1601-55 他53筆 茨城空港航空機給油施設内
- (3) 工事概要 茨城空港航空機給油施設燃料タンク液面計更新工事 1式
- (4) 工期 契約締結日の翌日から240日間
- (5) 建設工事の種類 機械器具設置工事

4 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体として受けている者であること。
- (3) 機械器具設置工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された総合点数が800点以上、かつ令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が予定価格以上の者であること。
- (4) 同種又は類似の工事について元請として施工実績があること。
- (5) 茨城県発注の工事について元請として施工実績があること。
- (6) 次の全ての要件を満たす主任技術者を対象工事に配置できること。
 - ア 機械器具設置工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者になり得る者であること。
 - イ 競争参加資格確認申請のあった日において直接的かつ恒常的な雇用関係があるものであること。競争参加資格確認申請にあたっては、健康保険費保険証その他直接的な雇用関係があることを証する書類の写しを提出すること。
 - ウ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者である場合は以下の条件を満たす者であること。
 - ・ 対象工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所の専任技術者であること。

- ・ 工事箇所及び属する営業所が茨城県内であること。
- エ 現在、他の工事に配置されている主任技術者にあつては、工期の始期日から配置できること。
- オ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。
- (7) 機械器具設置工事について、建設業の許可を受けていること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。
（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (9) 契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
- (10) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (11) 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

5 競争参加資格の確認等

- (1) この工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（様式第2号。以下「確認資料」という。）各1部を郵送（書留郵便に限る。）又は持参により各1部提出し、競争参加資格確認通知書（様式第4号。以下「資格確認通知書」という。）により確認を受けなければならない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。
- (2) 申請書等の提出期限等
 - ア 提出締切日
令和7年7月9日（水）午後5時まで必着
 - イ 提出場所
2の担当部局に同じ。
- (3) 申請書及び資料の作成説明会
実施しない。ただし、提出された申請書及び資料について、説明を求めることがある。
- (4) 申請書等のヒアリング
必要に応じて、提出資料のヒアリングを行う。
- (5) 競争参加資格の確認は、申請書の申請日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認通知書により、原則として8日以内（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に回答する。
- (オ) 競争参加資格の裏付資料として、下記のものを提出すること。ただし、競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。

- ・入札に参加しようとする者の施工実績が確認できる資料
 - ・配置予定技術者の資格認定証明書の写し
 - ・配置予定技術者の施工経験が確認できる資料
 - ・入札に参加しようとする者と配置予定技術者との雇用関係が確認できる資料（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し）
 - ＊健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しはあらかじめ基礎年金番号及び他者の個人情報の部分にマスキングを施した状態で提出すること。
 - ・最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27第1項及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の15））の写し

総合評定値の請求をしていない者にあつては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第27条の25第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の13））の写し
- (6) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、(5)の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に2の担当部局に書面（様式は別に定める。）により行わなければならない。
- (7) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。
- (8) その他
- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された申請書等は、競争参加資格の確認以外に提出者無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
 - エ 提出期間後における申請書及び確認資料の差替え及び再提出は、認めない。
 - オ 4(6)オに掲げる事項に該当する場合において、他の工事を落札したことにより本工事に配置予定として申請した者が配置できないときは、競争参加資格確認申請書取下げ書を提出すること。

6 設計図書の閲覧等

- (1) 設計図書は次により閲覧に供する。
- (ア) 茨城県空港対策課ホームページ
- ・ 期間

入札公告の日から令和7年7月9日（水）
 - ・ URL

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/kikaku/kutai/index.html>
- (イ) 契約担当課
- ・ 期間

入札公告の日から令和7年7月9日（水）までの午前9時から午後5時まで

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7条）第1条に規定する県の休日を除く。
 - ・ 場所

茨城県水戸市笠原町 978-6 営業戦略部空港対策課

(ウ) 公共事業情報センター

・期間

入札公告の日から令和7年7月25日（金）まで（休日を除く。）の午前9時（水曜日にあつては午前10時）から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

・場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟1階

(2) 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き、ファクシミリ又は電子メールにより行うこと。回答は、書面又は電子メールをもって行い、(1)の場所で閲覧に供する。

(ア) 質問受付期間

入札公告の日から令和7年7月8日（火）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

(イ) 質問受付先

2の担当部局に同じ

(ウ) 回答閲覧期間

令和7年7月15日（火）から令和7年7月25日（金）（休日を除く。）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 現場説明会

実施しない。

8 競争入札執行（開札）の日時及び場所

(1) 日時

令和7年7月28日（月）午前10時

(2) 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟10階 営業戦略部空港対策課内

郵便入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。

9 予定価格

16,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

10 入札書の提出

(1) 入札書の提出期限

競争参加資格の確認を得た日から令和7年7月25日（金）午後5時まで必着とする。

(2) 提出先

2の担当部局に同じ。

(3) 提出方法

入札書は、郵送（書留郵便に限る。）により提出する。

11 入札方法等

(1) 入札にあたっては、次の書類を提出すること。

ア 入札書（様式第 3 号）

イ 工事費内訳書（別紙様式例を参考にすること）

ウ 委任状

エ 資格確認通知書の写し

オ 経営事項審査を受審したことを証する次のいずれかの書類

最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書（建設業法第 27 条の 27 第 1 項及び第 27 条の 29 第 1 項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第 25 号の 12））の写し

総合評定値の請求をしていない者にあつては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第 27 条の 25 第 1 項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第 25 号の 10））の写し

なお、既に経営事項審査を受審し、かつ、総合評定値を請求した者であつて最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が送達されていないものにあつては、経営事項審査完了票の写しとし、経営事項審査を受審し、かつ、総合評定値を請求しない者であつて最新の経営規模等評価結果通知書が送達されていないものにあつては、経営規模等評価完了票及び経営状況分析結果通知書の写しとする。

カ 連絡担当者の名刺 1 枚

(2) 入札書に「くじ番号（任意の 3 桁の数字）」を記入して提出すること。なお、くじ番号の記載がない場合は「9 9 9」とみなす。

(3) 郵送による入札書の提出に際しては、封筒を任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

ア 中封筒は、入札書を入れて、封かんのうへ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日、入札に係る工事名、入札参加者の商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を表記すること

イ 表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書、連絡担当者の名刺 1 枚、委任状、競争参加資格確認通知書の写し、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを入れ、表に入札書の送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る工事名、入札者の商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び締切日」を朱書きすること。

(4) 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等関係法令を遵守すること。

(5) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(6) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

(9) 入札執行回数は 1 回とする。

(10) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に

適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(11) あらかじめ最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る価格をもって申込した者については、落札者とししない。

(12) 落札となるべき同一の金額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(13) 書類提出後に入札を希望しない場合には、辞退することができる。入札を辞退するときは、入札書の提出締切日までに辞退届を郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。期限までに入札書が提出されない場合には、入札を辞退したものとみなす。

入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

(14) 入札結果は、入札後直ちに全ての入札参加者に対し電話又はファクシミリにより連絡する。

12 入札保証金

免除する。

13 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は、別に定める作成例に準じたものとする。

(3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。

(4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会に提出する。

14 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

15 調査基準価格

設定しない。

16 最低制限価格

設定する。

17 請負契約書作成

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年規則第69号）様式第2号）により、契約書を作成するものとする。

18 支払条件

(1) 前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（(2)において「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、その4割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、(3)の請求の後に、(2)の請求はできないものとする。

19 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- ア 入札について不正の行為があった場合
- イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
- ウ 記名のない入札書の場合
- エ 指定の日時までに到達しない場合
- オ 入札書を2通以上提出した場合
- カ 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合
- キ 委任状を提出しない代理人が入札をした場合
- ク 工事費内訳書の提出がない場合

(2) この入札説明書において示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの入札説明書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から開札予定日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

(4) 開札時点において4に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(5) 他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は無効とする。

20 火災保険付保の要否

要

21 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

22 入札執行の中断、延期、取り止め等

やむを得ない事由により入札の執行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期

又は取り止める場合がある。

23 入札参加者が1 者の場合

この入札を有効のものとして取り扱う。

24 その他

(1) 落札者は、落札決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(2) 病休、死亡、退職等極めて特別な場合の外は技術者の交替は認められない。

なお、やむを得ず技術者を変更する場合は、4 (6)の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

(4) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表したり、又は無断で他の目的に使用することとはしない。